

使 用 条 件

着ぐるみの使用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 着ぐるみは承認を受けた用途のみに使用し、使用期間を遵守すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (3) 雨天時には、着ぐるみを屋外で使用しないこと。また、屋外で使用中に雨天となった場合には、速やかに屋内に退避し、着ぐるみの汚損等を除去し清潔に保つこと。
- (4) 着ぐるみ装着者は、頭をタオル等で覆い、Tシャツ等の肌着を着用し、手には軍手等を着用すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (6) 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復すこと。町長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、申請者はこれに従うこと。
- (7) 着ぐるみの脱着は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (8) 着ぐるみ装着者は、装着中に声を発しないこと。
- (9) 着ぐるみ装着中は、必ず1人以上の補助者を付けること。
- (10) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。
- (11) 着ぐるみの使用により、使用者に生じた被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用に伴い発生した事故等の責任については、使用者に帰属し、町長は一切その責めを負わないものとする。